

社会福祉法人はなぶさ福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はなぶさ福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事長及び理事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 交通費は報酬に含まれるものとする。ただし、有料道路を使用することが適当と認める場合にはその費用を支払うものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

- 4 交通費は報酬に含まれるものとする。ただし、有料道路を使用することが適当と認める場合にはその費用を支払うものとする。

(監事の報酬等)

- 第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。
- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
 - 3 交通費は報酬に含まれるものとする。ただし、有料道路を使用することが適当と認める場合にはその費用を支払うものとする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

- 第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。
- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
 - 3 交通費は報酬に含まれるものとする。ただし、有料道路を使用することが適当と認める場合にはその費用を支払うものとする。

(評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

- 第7条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1による1日分の報酬を支払うことができる。なお、監事である評議員選任・解任委員が同一日に開催される理事会又は評議員会に出席したときは、理事会又は評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。
- 2 交通費は報酬に含まれるものとする。ただし、有料道路を使用す

ることが適当と認める場合にはその費用を支払うものとする。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第10条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿(職務証跡)の作成に協力するものとする。

(改正)

第11条 本規程の改正は、評議員会の承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より適用する

この規程は、平成27年9月5日に改正、同日施行。

この規程は、平成28年12月17日に改正、同日施行。

この規程は、平成29年6月10日に改正、同日施行。

この規程は、令和元年6月8日に改正、同日施行

別表 1 (日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	10,000円
評議員会出席報酬等	10,000円
苦情対応第三者委員	10,000円
評議員選任・解任委員会	10,000円

開催の都度、現金にて支給する。報酬が課税対象となる場合は、源泉徴収後に別表1の金額を支払うものとする。

別表 2 (日額)

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	18,000円
理事及び評議員業務報酬等	12,000円
監事監査指導報酬等	12,000円
苦情対応第三者委員業務報酬等	12,000円

発生の都度、現金にて支給する。理事長及び理事業務報酬については、各月分を翌月15日(休日に当たる場合は、その前日)に銀行振込にて支給することができる。報酬が課税対象となる場合は、源泉徴収後に別表2の金額を支払うものとする。

別表 3 (日額)

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	20,000円	10,000円	実 費

報酬の総額 (平成29年6月10日、評議員会決議事項)

理事報酬総額 (年度) 4,500,000円 (職員給与支給理事1名を除く)
 監事報酬総額 (年度) 400,000円